

指定居宅介護支援重要事項説明書

居宅介護支援事業所 かじま

〒416-0924 静岡県富士市水戸島本町7番8号

TEL 0545-65-1165(代) FAX 0545-65-1155

社会福祉法人 真澄会

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(静岡県指定 第 2272300639 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援事業所を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	8
7. 代理人	8
8. 苦情処理について	8
9. 事故発生時の対応について	8
10. 緊急時の連絡について	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 真澄会
(2) 法人所在地 静岡県富士市水戸島本町7番8号
(3) 電話番号 0545-65-1165
(4) 代表者氏名 理事長 大石 すみ代
(5) 設立年月 平成14年1月28日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的
本事業は、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した日常生活が営むことができるよう、事業所の介護支援専門員が支援することを目的として行う事業です。
(3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所かじま・平成14年4月1日指定
静岡県 2272300639号
※当事業所は特別養護老人ホーム加島の郷に併設されています。
(4) 事業所の所在地 静岡県富士市水戸島本町7番8号
(5) 電話番号 0545-65-1163
(6) 事業所長（管理者）氏名 山口 浩二
(7) 当事業所の運営方針
要介護者が、保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、ご契約者の依頼を受けて介護サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、公正中立な立場において、事業所との連絡調整、介護保険施設・サービス提供事業所の紹介、その他の便宜の提供を行います。
(8) 開設年月 平成14年4月1日
(9) 第三者評価の実施の有無 無

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 富士南部圏域 富士北部圏域
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土 （但し、12月31日～1月3日までを除く）
受付時間	8：30～17：30
サービス提供時間	月～土 8：30～17：30

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者） 主任介護支援専門員	1		1	1 人
2. 主任介護支援専門員または 介護支援専門員	2 人 以上		2 人以上	利用者の数 44 人に対して 1 人を標準
3. 事務員	1 人		1 人	

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護支援専門員が 4 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×4 名÷40 時間＝1 名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

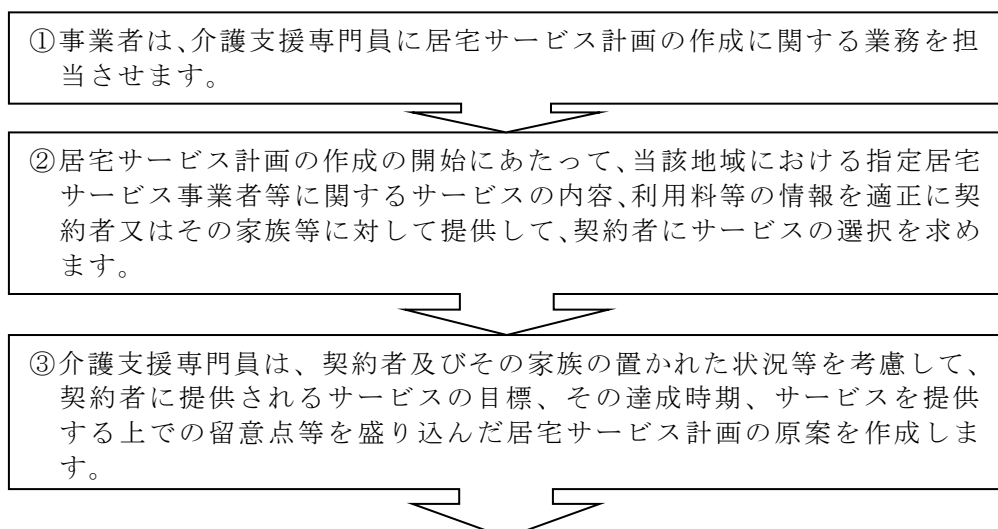
（1）サービスの内容と利用料金（契約書第 3～6 条、第 9 条参照）

＜サービスの内容＞

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金> 令和6年4月1日より改定

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

看取り期のケアマネジメントについて、アセスメントやサービス担当者会議、サービス調整など一連のケアマネジメント業務を行い、ご契約者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合でも基本報酬を算定させていただきます。

富士市は地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.21円を乗じた金額が料金となっています。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払ください。

ア. 基本料金

要介護 1・2	要介護 3・4・5
11,088 円/月	14,406 円/月

イ. 特定事業所加算

区分	状況	要介護 1・2・3・4・5
Ⅱ	特定事業所加算	4,298 円/月

※算定要件

- ①主任介護支援専門員を配置していること並びに常勤かつ専従の介護支援専門員を 3 名以上配置していること及び以下の要件を満たしていること。
- ②利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週 1 回以上）に開催すること。
- ③24 時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応できる体制を確保していること。
- ④当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑤地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。
- ⑥地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ⑦特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑧介護支援専門員 1 人当たりの利用者の平均件数が 45 件以上でないこと。
- ⑨法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備をしていること。
- ⑩他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会、研究会等を実施していること。
- ⑪必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画書を作成していること。
- ⑫家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。

ウ. 入院時情報連携加算

入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,042 円/月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	1,021 円/月

※算定要件

入院時情報連携加算（Ⅰ）介護支援専門員が病院又は診療所の職員に対して入院した日のうちに(入院が当事業所の営業時間終了時間、休業日の場合はその翌日のうち)必要な情報提供を行った場合。

入院時情報連携加算（Ⅱ）介護支援専門員が病院又は診療所の職員に対して入院した日の翌日又は翌々日(入院が当事業所の営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。)に必要な情報提供を行った場合。

- ・（Ⅰ）、（Ⅱ）の同時算定はできない。

エ. 退院・退所加算

	カンファレンス参加無	カンファレンス参加有
連携 1 回	4,594 円/月	6,126 円/月
連携 2 回	6,126 円/月	7,657 円/月
連携 3 回	—	9,189 円/月

※算定要件

医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定する。ただし、「連携 3 回」を算定できるのは、そのうち 1 回以上について、入院中の担当医との会議（退院時カンファレンス等）に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。初回加算との同時算定はできない。

オ. 緊急時等居宅カンファレンス加算

緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042 円/月
-----------------	-----------

※算定要件

- ・病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
- ・1 月に 2 回を限度として算定できる。

カ. 通院時情報連携加算

通院時情報連携加算	510 円/月
-----------	---------

※算定要件

- ・利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合、1 か月に 1 回を限度に算

定する事ができる。

キ. 初回加算

初回加算	3,063 円/月
------	-----------

※算定要件

- ・新規に居宅サービス計画を作成した場合
- ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
- ・要介護状態区分が2段階以上変更となった場合

ケ. ターミナルケアマネジメント加算

ターミナルケアマネジメント加算	4,084 円/月
-----------------	-----------

※算定要件

- ・在宅で死亡した利用者（終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握している事在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）を対象とする。
- ・24時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行う事ができる体制を整備している。
- ・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施していること。
- ・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者に提供していること。

コ. 特定事業所医療介護連携加算

特定事業所医療介護連携加算	1,276 円/月
---------------	-----------

※算定要件

- ・前々年度の3月から前年度の2月までの間に退院退所加算の算定による病院等との連携の回数(情報提供を受けた回数)の合計が35回以上であること。
- ・前々年度の3月から前年度の2月までの間にターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。
- ・特定事業所加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。

(2) 交通費（契約書第9条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

通常の事業実施地域

無 料

通常の事業実施地域(富士南部圏域・富士北部圏域)を越えた地点から、ご自宅までの距離が

片道距離 5 km 未満 1 回につき 500 円

片道距離 5 km 以上 1 回につき 1000 円

※ 通常の事業実施地域 富士南部圏域・富士北部圏域

(3) 利用料金のお支払い方法

通常の場合は、ご契約者の利用料負担はありませんが、下記の場合には支払いが生じます。

- ① 介護保険給付の停止の場合 事業所に直接お支払い下さい。
- ② 交通費 サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第 8 条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 代理人（契約書第 18 条参照）

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人として定めることとします。

8. 苦情処理について（契約書第 19 条参照）

- (1) あなたは、当事業所が提供するサービスについて、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。あなたは、当事業所に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇も受けません。

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

加島の郷苦情受付窓口 介護支援専門員 事業所長	所在地 静岡県富士市水戸島本町7-8 電話番号 0545-65-1163・FAX 0545-65-1155 受付時間 8:30～17:30（月～土）
-------------------------------	--

（2）この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申し立てることが出来ます。

行政機関その他苦情受付機関

富士市役所 福祉部介護保険課 （介護保険制度全般に 関する事）	所在地 静岡県富士市永田町1-100 電話番号 0545-55-2767・FAX 0545-51-0321 受付時間 8:30～17:15（月～金、祝日除く）
富士市役所 福祉総務課福祉指導室 （事業所指導に関する事）	所在地 静岡県富士市永田町1-100 電話番号 0545-55-2863・FAX 0545-55-2290 受付時間 8:30～17:15（月～金、祝日除く）
静岡県国民健康保険団体 連合会	所在地 静岡県静岡市葵区春日2-4-34 電話番号 054-253-5590・FAX 054-253-5589 受付時間 9:00～17:00（月～金、祝日除く）

9. 事故発生時の対応について

契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 緊急時の連絡について

24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保しています。

緊急時の連絡先は下記の通りです。

居宅介護支援事業所 かじま TEL 0545-65-1163

緊急時携帯電話 TEL 090-1277-9321

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 かじま

説明者

職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

契約者

住所

氏名

印

代理人
(契約者との続柄)

住所

氏名

印

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 2 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
- ④ご契約者が適切な医療、介護サービスを利用できるよう、必要に応じて主治医や歯科医、薬剤師等の医療機関と連携し、情報を共有します。
（ご契約者または家族からも、医療機関に対して、担当の介護支援専門員の
名前、所属事業所を伝えるようお願いします。）
- ⑤ご契約者及び家族の意向を尊重した居宅サービス計画となるよう、介護支援専門員は、公正中立の立場に立って要望に応じて複数のサービス事業所を紹介するとともに当該事業所を計画に位置付けた理由を説明します。また介護保険法に基づき当事業所が作成したケアプランに位置付けしたサービス事業所の名称、紹介率を公表させていただきます。（別表 1）
- ⑥ご契約者が障害福祉サービスを利用している場合は、より適切な支援が行なえるよう、障害福祉の相談支援専門員と連携し、情報を共有します。
- ⑦虐待の発生、又はその再発を防止するため事業所内に委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。
- ⑧当事業所に感染症が発生、又は蔓延しないよう事業所内に委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。
- ⑨感染症や自然災害が発生しても事業を継続できるよう事業所内に委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。
- ⑩適切な介護サービスの提供を確保する観点から職場におけるハラスメント行為の防止に必要な措置を講じる。

2. 損害賠償について（契約書第 13 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。この場合、事業者は契約終了者に他事業所又は他施設の紹介等、必要な援助を行います。（契約書第14条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が「自立」又は「要支援1又は2」と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第15条、第16条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第17条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(別表 1) 当事業所が作成したケアプランに位置付けしたサービス事業所の名称、紹介率【集計期間 令和 6 年 9 月から令和 7 年 2 月まで】

訪問介護 全体の 14,45%	訪問介護事業所 なちゅーる 40,45%	訪問介護ひかり 12,84%	夢コープ富士 7,89%
通所介護 全体の 39,35%	デイサービス センターかじま 51,61%	デイサービス センターディアナの 郷 11,91%	SOUデイサービス 松本 7,69%
地域密着型通所介護 全体の 13,96%	デイサービス なちゅーる 41,96%	リハステ・グラード 元町 13,29%	しずきデイサービス 11,46%
福祉用具貸与 全体の 45,89%	介護ショップしずき 44,89%	株式会社ヤマシタ 沼津営業所 15,11%	ケアベースふじやま 12,55%